

科学技術・学術政策研究所調査研究活動行動規範

平成19年11月8日 所長達第3号

平成25年7月16日 一部改正 所長達第2号

科学技術・学術政策研究所（以下「当研究所」という。）は、文部科学省附属の研究機関として、調査研究活動を実施するに当たり、当研究所の研究の信頼性と公正性を確保することを目的に、当研究所職員に求められる行動規範をここに定め、当研究所の精神として、一層の向上を図りつつ、確実に受け継いでいくことを宣言します。

（職員の責任）

国民の負託を受け公務に従事する「国民全体の奉仕者」として高い使命感及び倫理感を持ち、法令及び当研究所規程等のルールを遵守し、その職務にふさわしい能力をもって、責務を果たします。

（優れた成果の創出）

社会的責任の重さを自覚し、常に研鑽を重ね、広い視野に立ち中長期的視点及び機動性を確保しながら、国民のニーズと科学技術政策の動向に対応した調査研究の実施及び優れた成果の創出に努めます。

（適正な予算執行）

誠実性、客観性及び透明性をもって、予算の効率的な運用と適正な管理・執行を行います。

（不正行為に対する対応）

調査研究データの厳正な取扱を徹底し、データ等の捏造、改ざん、盗用及び予算の不正使用等の不正行為を為さず、また、荷担しません。指導的な立場にある者は、不正の生じる余地がないよう適切な指導を行うとともに、万一、不正行為が発見された場合には、法令の定めに従い、これを厳しく罰します。

（説明責任の完遂）

当研究所の活動について、常に業務の透明性の向上に努め、国民に対する説明責任を果たします。また、調査研究活動により得られた成果は、わかりやすく国民に発信するよう努めます。